

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

60

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

農山漁村振興交付金における計画認定過程の見直し

提案団体

宮城県、石巻市、岩沼市、東松島市、蔵王町、長野県、広島県

制度の所管・関係府省

農林水産省、経済産業省

求める措置の具体的内容

農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型)の効率的な運用のため、「農商工等連携促進法」に基づく農商工等連携事業計画の相談段階で関係する事業実施予定地の都道府県へ情報提供を行い、当該計画の認定審査の際に意見照会の機会を付与すること。また、「六次産業化法」に基づく総合化事業計画及び農商工等連携事業計画の意見照会をする場合は、意見照会の期間を長く設けるよう運用の改善を行うこと。これに加え、「産業支援型」の事業の実施手続に定めている都道府県事業実施計画の作成を廃止すること。

具体的な支障事例

農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型)に関する補助金の交付要件として「六次産業化・地産地消法」に基づく総合化事業計画及び「農商工等連携促進法」に基づく農商工等連携事業計画が定められている。各計画は、国から認定を受ける必要があるが、認定時、県に対して適正な意見照会機会の確保、情報提供がなされていない。実際に当県で事業を検討していた事業者が農商工等連携事業計画に関して関東農政局に相談したことがあったが、相談内容について当県に対して情報提供がなかった。そのため、事業概要を把握できず、県下の各自自治体で展開している独自の支援施策等の紹介を行うことができないことがあった。また、交付申請の手續にあたっては、事業実施主体が策定した計画を基に都道府県計画を作成するよう規定、義務化されている。ただし、この計画の内容は、交付要件に定める計画(総合化事業計画等)に基づいて作成されるため、事業目標や内容が達成不可能であり、地域の実情と合わないと考えられる計画でも、それに沿って指導を行わなければならない懸念がある。

これらのほか、交付申請に当たり、事業実施申請者から提出された事業実施計画を都道府県事業実施計画の様式に転記しているのが現状であるため地方農政局長等への提出までに時間がかかり、迅速な事業開始等に支障が生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

総合化事業計画等の認定時に適正な意見照会の機会が確保されることで、事業実施主体の計画について、地域の実情を踏まえた、実現可能な計画策定の支援ができるようになり、その後の事業実施に向けた支援につなげることができる。

また、都道府県事業実施計画の作成を廃止することにより、業務の負担軽減、効率化につながるとともに、農山漁村発イノベーション等に取り組もうとする農林漁業者等への相談対応(例えば、農山漁村発イノベーション事業の都道府県サポート事業にて、事業者の事前相談・計画策定の支援を行い、農山漁村発イノベーション等整備事業や各種必要な事業に繋げるための対応)に注力が可能となる。また、承認に係る期間が短縮できることにより、事業実施主体が事業実施に注力することが可能になる。

根拠法令等

農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)実施要領(令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知)別記2-3農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型)
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地消法)第5条
中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効活用して行う事業活動の促進に関する法律(農商工等連携促進法)第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

兵庫県、山口県

○農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型)に関する補助金の交付要件として「六次産業化・地産地消法」に基づく総合化事業計画が定められているが、認定時、当県に対して意見照会が以前は行われていたが、令和5年度に認定された総合化事業計画に関しては、事前に意見照会及び情報提供の機会が無かった。

各府省からの第1次回答

「六次産業化・地産地消法」に基づく総合化事業計画については、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律関係事務処理要領」(平成26年6月20日付け26食産第1301号農林水産省食料産業局産業連携課長通知)の規定に基づき、農林漁業者等から総合化事業計画の案の提出があった際、都道府県に対して事前に十分な連絡調整を行うこととしているところです。しかしながら、実態として都道府県に対する事前の連絡調整が行われていないケースが存在していることに関しては、今後各農政局等に対して、都道府県と十分な連絡調整を行うよう指導を徹底してまいります。

「農商工等連携促進法」に基づく農商工等連携事業計画については、「農商工等連携事業を促進するためを行う国及び都道府県の連携強化について」(平成27年3月11日付け26食産第4390号農林水産省食料産業局産業連携課長、中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課長通知)に基づき、農商工等連携事業計画の認定時及び認定取得後に都道府県に情報提供を行っているところです。

今後、各農政局等又は地方経済産業局等において「農商工等連携促進法」に基づく農商工等連携事業計画の認定(農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型)の申請を予定する場合)に関する相談があった場合、申請者に対し情報共有の可否の確認を行った上で、相互に連携して、関係する都道府県に当該相談があった旨について情報提供を行う方向で検討します。

なお、事業の目的である農山漁村における農林漁業者等の所得向上や雇用の増大を図るためには、地域の実状を把握した上で、事業を円滑かつ効率的に実施することが必要であると考えていることから、本事業においては間接補助事業の形態を取っており、都道府県の主体的な考えのもと実施されるものとなっています。そのため、本補助事業において、補助事業者である都道府県による都道府県計画の作成、協議の手続きは必要なものであり、廃止は検討しておりません。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

総合化事業計画については、第1次回答のとおり各地方農政局等に通知を発出するなどして指導の徹底をお願いしたい。

農商工等連携事業計画については、計画の認定時及び認定取得後に「農商工等連携事業者の主たる事務所の所在地のある都道府県」には情報提供することとしています。事業実施予定地域が「所在地と異なる都道府県」の場合には、情報提供がないというケースがあったため、情報提供を行うよう改善いただきたい。特にこのケースでは、計画認定時に事業実施地域の都道府県が全く関与する機会がなく、地域の実情が把握された計画となっているか不透明で、事業申請があっても円滑に進めることができない状況である。

また、国へ認定に関する相談があり、都道府県への情報提供に同意いただけなかった場合、都道府県で申請受理するための事前準備ができずに、事業を円滑かつ効率的に実施することが不可能であることから、さらなる改善を検討いただきたい。

本事業の目的を達成するために地域の実情を把握し、実施することが必要であるとのことであるが、本交付金事業の交付要件となっている総合化事業計画及び農商工等連携事業計画の認定時に、地域の実情を踏まえ、実施可能な計画であるか十分検討され、さらに都道府県への意見照会の機会を付与していただければ十分である。

なお、都道府県の主体的な考えのもと実施される事業としながら、国が認定した法定計画に基づく事業計画であることから都道府県計画作成時には都道府県の意見を反映する余地がないため、事業を円滑かつ効率的に実施する必要があるのであれば、間接補助のあり方や都道府県計画の必要性を再考し、廃止又は簡便化について検討願う。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5年3月31日閣議決定)の趣旨を踏まえ、国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法によらず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法に寄ることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねられるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

「農工商等連携促進法」に基づく農工商等連携事業計画については、「農工商等連携事業を促進するためを行う国及び都道府県の連携強化について」(平成27年3月11日付け26食産第4390号農林水産省食料産業局産業連携課長、中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課長通知)に基づき、農工商等連携事業計画の認定時及び認定取得後に都道府県に情報提供を行っているところです。

今後、各農政局等又は地方経済産業局等において「農工商等連携促進法」に基づく農工商等連携事業計画の認定(農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型)の申請を予定する場合)に関する相談があった場合、申請者に対し情報共有の可否の確認を行った上で、相互に連携して、関係する都道府県に当該相談があった旨について情報提供を行う方向で検討します。

なお、事業の目的である農山漁村における農林漁業者等の所得向上や雇用の増大を図るためには、地域の実状を把握した上で、事業を円滑かつ効率的に実施することが必要であると考えていることから、本事業においては間接補助事業の形態を取っており、都道府県の主体的な考えのもと実施されるものとなっています。そのため、本補助事業において、補助事業者である都道府県による都道府県計画の作成、協議の手続は必要なものであり、廃止は検討しておりません。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)記載内容

5【農林水産省(10)】【経済産業省(7)】

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)

農工商等連携事業計画の認定(4条1項)に当たっては、農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型)の申請を予定する者から地方農政局又は経済産業局に対して当該計画に関する相談があった場合、円滑な事業の執行に資するよう、当該地方農政局又は経済産業局は、関係する都道府県に対して事業内容などの情報提供を行うこととし、その旨を地方農政局、経済産業局及び都道府県に令和5年度中に通知する。

5【農林水産省】

(11)地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平22法67)

総合化事業計画の認定(5条1項)に当たっては、当該計画案の提出があった場合、円滑な事業の執行に資するため、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律関係事務処理要領」(平26農林水産省食料産業局産業連携課長通知)に基づき、都道府県と事前に十分な連絡調整を行うよう、改めて地方農政局に周知した。

[措置済み(令和5年10月11日都市農村交流課長等会議)]

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

64

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

中心市街地活性化基本計画の認定要件のうち大規模集客施設の立地制限に係る要件の見直し

提案団体

倉敷市

制度の所管・関係府省

内閣府、経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

大規模集客施設を誘導施設に定めた都市機能誘導区域内に限り、準工業地域の特別用途地区(大規模集客施設制限地区)を解除しても、中心市街地活性化基本計画の認定が継続されるよう、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(平成18年9月8日閣議決定)の見直しを求める。

具体的な支障事例

当市では、立地適正化計画において、公共交通へのアクセス等を勘案して、市中心市街地のみならず、鉄道駅に近い業務・商業等が集積する合併前の旧市町中心部など、それぞれの拠点に都市機能誘導区域を定め、必要な誘導施設の誘導を図り、「多極ネットワーク型」のコンパクトなまちづくりを目指している。

これらの都市機能誘導区域内には、合併前の旧市町において、地域の拠点として求められる都市的サービス機能の集積を図る市街地が形成されてきた経緯や、特色ある地場産業の操業の場としての環境の維持と住環境との良好な共生を目指すなど地域の実情から準工業地域が指定されているが、中心市街地活性化基本計画の認定を受けるため、市内全域の準工業地域において特別用途地区を指定し、大規模集客施設の立地を制限している。そのため、合併前の旧市町中心部など、中心市街地活性化基本計画の区域外の都市機能誘導区域であっても、準工業地域には誘導施設である大規模集客施設の立地ができない状況となっている。

このため、賑わいや活気を創出する大規模集客施設の立地が、当市中心部に位置する都市機能誘導区域に偏ることとなり、市内における拠点の一極集中が促進され、当市が目標に掲げる「多極ネットワーク型」の都市構造の実現に支障が生じている。

なお、用途地域を変更することによる対応は、都市機能誘導区域内に既に存在する工場が建替えできなくなるなどの問題があるため、困難であると考えている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都市機能誘導区域内の準工業地域において誘導施設として位置づけた大規模集客施設の立地が可能となり、暮らしを支え、活気を生み出す魅力的な拠点が形成される。もって「多極ネットワーク型」のコンパクトで持続可能な都市構造の実現に寄与する。

根拠法令等

都市計画法、都市再生特別措置法、中心市街地の活性化に関する法律、都市計画運用指針、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(平成18年9月8日閣議決定)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」(平成18年9月8日閣議決定)においては、「準工業地域は多様な用途を許容する地域であるが、地方都市において、準工業地域に大規模集客施設(劇場、映画館、店舗、飲食店等)に供する部分の床面積が一万平方メートルを超えるもの)が立地した場合、中心市街地の活性化への影響が大きいと考えられることから、三大都市圏及び政令指定都市以外の地方都市においては、特別用途地区等の活用により準工業地域における大規模集客施設の立地の制限が行われる場合について、基本計画の認定を行う」とされている。

これは、相当数の小売業者が集積し、都市機能が相当程度集積する中心市街地を活性化させるという法律の目的を達成するために、市町村が作成する基本計画を認定するに当たり必要な要件であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」では、モータリゼーションの進展や流通構造等の変化による大規模集客施設の郊外立地などにより、中心市街地の衰退が進みつつあるとされている。

「都市計画運用指針(令和5年7月国土交通省)」では、『都市機能誘導区域は、例えば、都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を設定する』とされており、当市が求める措置が認められても、郊外に大規模集客施設が立地することはなく、中心市街地の活性化に何ら影響はない。むしろ、都市機能誘導区域は、相当数の小売業者が集積し、都市機能が相当程度集積する中心市街地等に定められていることから、そこへ大規模集客施設が立地することによって、賑わいや活気が創出されるなど、様々な相乗効果により中心市街地の活性化が期待できる。

また、令和5年4月14日の「都市計画基本問題小委員会中間とりまとめ」においても、『多極ネットワーク型コンパクトシティの実現のためには、都市中心部の拠点以外の公共交通軸上の拠点など日常生活を営む身近なエリア(ネイバーフッド)においても多様な暮らし方・働き方を実現可能とするために必要な都市機能の立地誘導や確保が図られることが重要である。』とされている。

都市中心部の拠点以外の都市機能誘導区域に、賑わいや活気を創出する大規模集客施設の立地を誘導し、魅力的な拠点を形成することで、市内における拠点の一極集中が是正され、多極ネットワーク型のコンパクトで持続可能な都市構造が実現するものと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

地方都市において、準工業地域に大規模集客施設が立地した場合、中心市街地の活性化への影響が大きいことは第1次回答で記載したとおりである。

貴市が目標に掲げる「多極ネットワーク型」の都市構造の実現については、地域の実情に応じたまちづくりの手法の1つとして尊重されるべきものと思料するが、それによって中心市街地活性化に係る現行の認定要件を見直す理由となるものとは考えていない。

なお、市町村合併を含め、歴史的背景を有する複数拠点によるまちづくりについては、基本方針において示しているとおり、中心市街地は、各種施策の効果的かつ効率的な投資という観点から原則として一市町村に一区域として設定されるところ、一方で、市町村合併等により中心的な拠点が複数あり、複数の拠点が相互に連携し、適切な役割分担を図りつつ総合的かつ一体的に活性化を図ることが必要と考えられる場合には、地域の実情を十分に勘案した上で、複数の拠点を一体の区域とみなすことも可能としているところである。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

—

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

82

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

中心市街地活性化基本計画の認定基準の緩和

提案団体

藤枝市

制度の所管・関係府省

内閣府、経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針で定められている中心市街地活性化基本計画の認定基準のうち、特別用途地区の活用による準工業地域における大規模集客施設の立地の制限について、市町村総合計画等と整合が取れており、中心市街地活性化協議会等の同意を得る等した上で、地理的条件など中心市街地の活性化に影響がないものと市町村が総合的に判断する場合には当該制限を解除できることとする等、地域の実情に応じた制限の緩和を求める。

具体的な支障事例

当市では、平成29年度に立地適正化計画を策定し、JR駅周辺の中心市街地と旧東海道宿場町を起源とする旧市街地の2拠点を都市機能誘導区域に設定し、コンパクト+ネットワークによる拠点集約型のまちづくりを進めている。また、中心市街地においては、令和4年度に、市中心市街地活性化基本計画(第4期)の認定を内閣総理大臣より受け、更なる中心市街地の活性化に取り組んでいる。

これにより、コンパクトシティである中心市街地では人口の集中があるものの、それ以外の地域では、人口減少が著しく、人口減少対策は待ったなしの状況下であり、都市としての地域の持続性確保は必須となっている。現在、拠点集約型の都市構造への転換を進める中、地域拠点として、各地域の特性に応じた拠点づくり(食と農など)を進めており、これに呼応する個別的な商業立地の相談もあり、地域経済力の向上や雇用の場の確保に向けて有効な土地利用として大規模集客施設の立地を進めたいが、市街化調整区域への商業機能の誘導(市街化区域編入)は難しく、準工業地域については、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針において大規模集客施設の立地制限を条件に基本計画の認定を行うこととされていることにより、立地誘導の足かせとなっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

人口減少対策や雇用の確保、地域経済力の向上、税収入の確保。

根拠法令等

中心市街地の活性化に関する法律第9条第10項
中心市街地の活性化を図るための基本的な方針第2章3基本計画の認定基準①

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

高崎市、倉敷市

—

各府省からの第1次回答

「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」(平成18年9月8日閣議決定)においては、「準工業地域は多様な用途を許容する地域であるが、地方都市において、準工業地域に大規模集客施設(劇場、映画館、店舗、飲食店等に供する部分の床面積が一万平方メートルを超えるもの)が立地した場合、中心市街地の活性化への影響が大きいと考えられることから、三大都市圏及び政令指定都市以外の地方都市においては、特別用途地区等の活用により準工業地域における大規模集客施設の立地の制限が行われる場合について、基本計画の認定を行う」とされている。

これは、相当数の小売業者が集積し、都市機能が相当程度集積する中心市街地を活性化させるという法律の目的を達成するために、市町村が作成する基本計画を認定するに当たり必要な要件であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

中心市街地の活性化に関する法律(以下「法」という。)が直近では平成26年に改正され、約10年が経過する中、本市では、その間にも法に基づく計画の認定を内閣総理大臣より受け、コンパクトシティによる中心市街地活性化に向けたまちづくりを進めている。

中心市街地を都市拠点として、コンパクトシティ化を進めることは重要だが、一方で、各地域の生活圏としての持続性も必須であり、都市のプラットフォームとして、中心市街地を核とした拠点集約型のまちづくりによる持続可能な都市づくりが必要である。

このことから、人口減少対策は待ったなしの状況下であることに鑑み、法第15条第1項に基づき設置する、外部有識者で組織する協議会の同意はもとより、中心市街地における地域商業等に影響を及ぼすものでないと、総合的に市が判断する場合は、準工業地域における大規模集客施設の立地を認めることについて、引き続き規制の見直しを求める。また、法改正後の施行状況を踏まえた今後の取組のあり方を見直し、地域の実情に応じた制限の緩和について検討を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

地方都市において、準工業地域に大規模集客施設が立地した場合、中心市街地の活性化への影響が大きいことは第1次回答で記載したとおりである。

「中心市街地の活性化に関する法律」(平成10年法律第92号)第15条に規定する協議会については、中心市街地活性化を図るため、地権者や地域住民等の多様な主体が参画し、活発な議論を交わしつつ、それぞれが相互に連携し、共通の理念の下に主体的かつ積極的に取り組むことが重要であるという考え方の下、中心市街地の活性化を推進する上で中心的な役割を担うものと言える。

しかしながら、それを踏まえた上でも、準工業地域への大規模集客施設の立地の可否については、現行の全国統一的なルールの下での運用から、貴市の提案のように、個別に市町村が総合的に判断するものへと移行する場合、市域内の中心市街地の地域商業等のみならず、近接する市町村に対する影響も考慮すべきものと考えられることから、ご指摘の点については慎重に判断すべきと考える。

なお、歴史的背景を有する複数拠点によるまちづくりについては、基本方針において示しているとおり、中心市街地は、各種施策の効果的かつ効率的な投資という観点から原則として一市町村に一区域として設定されること、一方で、市町村合併等により中心的な拠点が複数あり、複数の拠点が相互に連携し、適切な役割分担を図りつつ総合的かつ一体的に活性化を図ることが必要と考えられる場合には、地域の実情を十分に勘案した上で、複数の拠点を一体の区域とみなすことも可能としているところである。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)記載内容

—

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

96

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

PRTR 制度における電子情報処理組織使用届出書に関する規制緩和

提案団体

群馬県、栃木県、川崎市、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県、高知県

制度の所管・関係府省

経済産業省、環境省

求める措置の具体的内容

PRTR 制度における電子届出について、電子情報処理組織使用届出書を廃止する。
その代替として、入力事項確認機能を新たに電子届出システムに付与した上で、使用届出提出に相当する手続をシステム上で行えるようにする。また、仮パスワードも直接事業者へ送信される等、事業者が行う手続き全てオンラインで行うことができるようにする。

具体的な支障事例

【現行制度について】

PRTR 制度では、事業者が電子届出を開始する場合、あらかじめ電子情報処理組織使用届出書が都道府県知事に提出され、知事が形式確認を行った上で、NITE(独立行政法人製品評価技術基盤機構)による登録手続きが行われ、都道府県を経由して仮パスワードが発行される。

具体的な事務の流れは下記のとおり。

- ①事業者が届出書を作成し、郵送又はメールで送付
- ②届出書が都道府県に到着後、既に PRTR 届出システムに登録済みの事業者でないかを確認(登録があれば以降の事務)
- ③届出書の記載内容に不備等が無いかを確認(不備があれば職権訂正を行うか再提出を依頼)
- ④書面で提出された場合、都道府県で届出書を電子化後に NITE にメールで送信
- ⑤NITE から登録完了通知を受信。疑義照会があった場合、事業者へ電話で内容を確認し、システム上で職権訂正
- ⑥仮パスワードが記載されている電子情報処理組織使用届出書登録内容(PDF ファイル)を、システムからダウンロード
- ⑦PDF ファイルを印刷後、事業者へ郵送又はメールで送信

【支障事例・制度改正の必要性】

届出件数は年 10~20 件程度であり、上記②から④まで及び⑤から⑦にかかる時間は、それぞれ1件あたり 20 分程度で計 40 分程度となり、都道府県にとって事務負担となっている。また、⑦について、事業者へ連絡する際、誤発送・誤送信のリスクがある。

当県では、令和2年度及び令和3年度に電子届出を開始した事業者に対するアンケート調査を実施し、今まで電子届出にしなかった理由を訊いたところ、「事前登録が面倒だった」という回答が最も多かった。手続きにかかる一連の事務に時間を要することが、電子届出を開始する際の支障となっていると考えられる。

【支障の解決策】

電子届出システム上で電子情報処理組織使用届出書を提出できることとする。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

届出に係る手続について、一気通貫のオンライン化が可能となり、事業者の利便性が向上する。このことにより、電子届出率の向上が期待できる。また、入力時にエラーチェック機能を付加すれば入力ミス・漏れなく届出を行うことができる。

都道府県にとっては、書面で提出された届出書を電子化する等の事務を行う必要がなくなり、当該手続に係る事務負担を軽減することができる上、「具体的な支障事例」欄⑦に係る誤発送・誤送信のリスクを無くすることができる。

根拠法令等

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第 12 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、青森県、宮城県、茨城県、長野県、浜松市、豊橋市、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、岡山県、徳島県、吉野川市、沖縄県

○当市における当該届出書の提出数は年数件であるが、当該届出の事務処理（ID、パスワードの発行）が終了しなければ PRTR 届出システムの入力ができないため、優先して処理を行う必要があり、その他の業務を圧迫している。また、事業者から提出されてから、NITE より ID や仮パスワードの発行までは数日かかり、事業者にとっても手間や時間がかかっている。電子システム上で処理できれば、行政側の業務量が減り、事業者側としても郵送等の事務がなくなるため、両者にとって大きなメリットとなる。

○書面での届出は不備が多く、確認作業にかなりの時間を要している。また、県の電子申請・届出システムで電子での届出を受け付けているが、排出量等の届出を行うシステムと異なることを知らない事業者から、届出ができないと問合せが来ることがある。

○電子情報処理組織使用届出処理件数は年 10 件程度であり、提案自治体指摘のとおり当県でも事務負担となっている。また、事務の性質上、県が審査する項目がないと感ずるため、事業者入力時のエラーチェック機能の付加により、確実かつ円滑な運用が可能と考える。

各府省からの第 1 次回答

現在、国において、PRTR 届出の電子化を推進しているため、電子届出システムの利用開始時に必要となる使用届出の件数が急増しており、経由する自治体の皆様には事務負担をおかけしています。一方、当該届出は電子届出システムの開始時に必要となる手続であり、既に 74%の事業所が届出システムの利用を開始していることから、今後手続を取ることが見込まれる事業所数は、現時点で、全国で約 8 千件となっております。システム改修には大規模な予算が必要になること、また、全ての事業所が一度手続をすれば完了する性質のものであることから、引き続きメール、書面等での手続を行いたいと考えております。御理解、御協力いただけると幸いです。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

PRTR 届出において電子化を推進することは早急に達成すべき課題です。

PRTR 届出対象事業所のうち、現在 74%が届出システムの利用を開始しているにもかかわらず、なお約 8 千件の届出が見込まれており、1 都道府県あたりでは約 170 件になります。さらに、今後も新たに対象事業所が増えることが見込まれます。

当県においては 1 件の届出処理に 40 分程度かかっており、170 件を処理するには約 120(+ α)時間を要することになり、負担が大きい事務となっています。

また、現行の届出方法は、

- ①事業者が地方自治体へ使用届出書を提出
- ②地方自治体が PRTR 届出システムで登録状況を確認
- ③地方自治体が使用届出書の記載内容に不備がないことを確認
- ④地方自治体が使用届出書を電子化して NITE へ送付
- ⑤NITE から地方自治体へ登録完了を通知
- ⑥地方自治体登録内容をシステムからダウンロード
- ⑦地方自治体がダウンロードしたファイルを事業者へ郵送又はパスワードを設定してメール送信

と、段階が多く手続き完了までに相当な日数を要します。
事業者にとって、事務の完結までにかかる時間の長さは電子届出システムの利用開始の支障になっています。
また、事務処理の段階が多いことで入力ミスや誤送信の可能性が高まります。
事業者がシステムによりNITEと直接手続きできることが理想ですが、システム改修が難しいということであれば、例えば、使用届出書の提出先をNITEに変更すれば、事務処理が簡略になり効率化が図られ、迅速化にも繋がると思いますので、事務処理の見直しについても合わせて御検討いただけるようお願いいたします。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

「電子情報処理組織使用届出書」の手続きをオンライン化するためには、大規模なシステム改修が必要となり、相応の予算措置が必要となる。
また、届出事業者が国(NITE)に直接届出することとする場合には、現在、都道府県等において対応いただいている届出事業者の存在、事業所の所在、その他基本的な誤記載等の確認の事務を国が担うこととなるため、人的な措置も必要となる。
こうした事情があり、ご要望を全て叶えることが難しい状況ではあるが、いただいたご意見を真摯に受け止め、自治体の事務負担軽減に向けて、どのような工夫が可能であるか、検討・調整してまいりたいと考えており、引き続きご相談させていただきたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【経済産業省(6)】【環境省(4)】
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平11法86)
電子情報処理組織使用届出書(施行規則12条1項)等に関する手続については、オンライン化を含め、都道府県の事務負担を軽減する方策を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

105

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

PRTR 届出システムの利用開始及び届出情報変更の手続における都道府県経由事務の廃止

提案団体

埼玉県、栃木県、さいたま市、川崎市、越谷市、神奈川県、新潟県、山梨県

制度の所管・関係府省

経済産業省、環境省

求める措置の具体的内容

PRTR 届出システムの利用開始及び届出情報変更の手続における都道府県経由事務を廃止すること。

具体的な支障事例

【現行制度】

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定による届出について、事業者(第一種指定化学物質等取扱事業者)は電子情報処理組織(以下「PRTR 届出システム」という。)を使用して届出をすることができる。

PRTR 届出システムを初めて利用を開始する際や、届け出た事項に変更があったときには、事業者は事業所が所在する都道府県(事務移譲市を含む)ごとに、所管する各地方公共団体に対して届出が必要である。

【支障事例について】

地方公共団体は事業者からの申請を受け、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下、「NITE」という。)に到達(メール又は FAX で送付)し、NITE が交付した ID 等を再度都道府県経由で事業者に転送している。

本手続は、事前に地方公共団体が審査を要する項目がない事務的なものである。

開始手続に加えて、ID 紛失等による軽微な変更の際も都道府県を経由しなければならず、変更だけでも年間100件を超える届出がされているなど、地方公共団体に対しての負担が大きく、通常業務の進捗に支障をきたしていることから、制度の改正を望むものである。

(令和4年度)

利用開始届 25 件、変更届 128 件、再発行手続 10 件

(令和3年度)

利用開始届 19 件、変更届 118 件、再発行手続 14 件

※1件当たりの事務作業時間 利用開始届:60分、変更届・再発行手続き:30分

なお、本来電子申請を行うことによる事業者のメリットは、申請等の手間が省かれることにあるが、当該制度は電子申請を始める前に必要とする手間が多く、負担感が強いものとなっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県経由事務の廃止により、事業者の利便性向上及び行政の効率化が実現される。

根拠法令等

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第11条、第12条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、青森県、宮城県、茨城県、千葉市、長野県、浜松市、豊橋市、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、岡山県、徳島県、吉野川市、沖縄県

○当市において、現状、事業者からの届出の内容を確認しているが、特に指摘することではなく、地方公共団体を挟む必要がないと考えられる。

○排出量・移動量の届出（本来届出）においても、ほぼ同内容の情報変更があり、電子情報処理組織の変更届出は形式的な審査事務であるとともに、本来届出の前に承認を要し冗長な手間である。

（令和4年度）

利用開始届 46 件、変更届 138 件、廃止届 1 件、再発行手続 32 件

○当県でも変更届等届出件数は年数 10 件あり、提案自治体指摘のとおり事務負担となっている。特に、県が把握・確認したい内容でない届出については、事業者と NITE で直接事務を行っていただく方が、県及び事業者にとってメリットがあると考えられる。

各府省からの第 1 次回答

化管法に基づく PRTR 制度は、都道府県を経由して国に届出をするよう制度設計をしており、PRTR 届出システムを利用する際に必要となる ID とパスワードの付与に関する使用届出書も同様の手続を取ることとしています。

手続のうち、

・使用開始時の届出については、既に 74%の事業所が届出システムの利用を開始していることから、今後手続を取ることが見込まれる事業所数は、現時点で、全国で約 8 千件となっております。システム改修には大規模な予算が必要になること、また、全ての事業所が一度手続をすれば完了する性質のものであることから、引き続きメール、書面等での手続を行いたいと考えております。

・変更届、再発行届及び廃止届については、今後も継続的に届出がなされることが見込まれるため、既に、電子システム上での手続を可能としており、自治体と事業者の事務負担軽減を図っております。

引き続き、自治体の事務負担軽減に向けて何ができるか真摯に検討してまいりたいと思っておりますので、制度運営のために御理解、御協力をお願いいたします。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

当県の提案内容はシステムの改修を求めたものではなく、PRTR 届出システムの利用開始の手続等における都道府県経由事務の廃止を求めるものである。

利用開始の手続等は、事業者の申請を都道府県が受け付け、国へ送付し、送られてきた ID とパスワードを事業者に送るという作業で、都道府県等の審査を要しない事務的なものであるにもかかわらず、事務負担が大きい。この事務処理について、都道府県等を経由することなくシステムを所管する国が直接処理することで、手続の煩雑さが解消され事業者の利便性が向上し、行政の効率化につながると考える。

今後手続を取ることが見込まれる事業所数は全国で約 8 千件とのことだが、利用者の増加に伴い ID とパスワードの再発行手続も増えている。また、変更届は電子システム上で行えるようになったが、担当者の変更なども変更届の対象であり、引き続き内容の確認を都道府県等で行っているため、負担の軽減にはなっていない。

いただいた回答では、審査が必要である化管法に基づく「第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書」と審査を要しない「電子情報処理組織使用届出書」とで、同様の手続を取るよう制度設計しているとあるが、本提案はまさにその制度を変えていただくことを求めている。制度が変えられないのであればその理由をお示しいただきたい。

多数の地方自治体が支障案件として解決を求めている現状を踏まえ、ぜひ前向きに検討していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

PRTR 制度では都道府県知事を経由して国に届出を行うこととしている。「電子情報処理組織使用届出書」においても届出事業者の分かりやすさの観点から、同一のフローとしており、これを変更した場合、届出事業者が混乱するおそれがあると考えている。

また、「電子情報処理組織使用届出書」の手続きをオンライン化するためには、大規模なシステム改修のための予算措置が必要となること、届出事業者が当該届出を国(NITE)に直接行うこととする場合には、国において人的措置が必要となることは、96 の回答のとおりである。

こうした事情があり、ご要望を全て叶えることが難しい状況ではあるが、いただいたご意見を真摯に受け止め、自治体の事務負担軽減に向けて、どのような工夫が可能であるか、検討・調整してまいりたいと考えており、引き続きご相談させていただきたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【経済産業省(6)】【環境省(4)】

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平11法86)

電子情報処理組織使用届出書(施行規則12条1項)等に関する手続については、オンライン化を含め、都道府県の事務負担を軽減する方策を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

139

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

既存の計画を離島振興計画と位置付けることを可能とすること等

提案団体

広島県、宮城県、愛媛県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

離島振興計画の記載事項を全て包含する他の計画を既に策定している場合には、当該計画を離島振興計画と位置付けることができるように法令上の対応をし、又は運用を見直す。

既存計画が離島振興計画の記載事項を全て包含していない場合には、当該記載事項を別に取りまとめることにより記載事項を充足することが可能となるように法令上の対応をし、又は運用を見直す。

具体的な支障事例

【現行制度について】

離島振興法により、離島振興対策実施地域の関係都道府県は、離島振興計画を定めるよう努めるものとされている。

なお、離島振興計画の策定は、離島振興法上義務ではなく努力義務とされているものの、計画を策定しない場合、補助金の嵩上げが適用されない(社会資本整備交付金)又は補助金が交付されない(離島活性化交付金)ほか、企業誘致等に向けた課税免除が適用できないことから、事実上策定義務があるのと同等の状態となっている。

【支障事例・制度改正の必要性】

当県は県中山間地域振興条例に基づき県中山間地域振興計画を策定しているところ、当県において離島振興計画の対象となる離島地域は全て中山間地域に含まれることから、離島振興計画に記載する離島地域の振興施策については県中山間地域振興計画において定めており、両計画の内容は重複している。

当県においては、離島振興計画策定に7か月を要し(個別の策定作業別に分けると、指定群島別の市町計画の調整作業に3か月、計画総論部分に対する県関係局等との調整に3か月、全体調整に1か月を要した)、既存の計画である県中山間地域振興計画と内容が重複する離島振興計画の策定・変更に関する事務負担が、当県及び当県に属する市町において発生しており、非効率な計画策定事務となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

既存計画を活用することにより、離島振興計画の策定・変更に係る都道府県・市町村双方の事務負担が軽減する。

計画の策定・変更手続の負担が軽減された分を、離島振興に係る具体的な施策に充てることにより、離島地域の振興・住民サービスの向上に繋げることができる。

根拠法令等

離島振興法第4条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

島根県、高知県

○当県においても、現行の離島振興計画に記載する振興施策は、まちひとしごと創生総合戦略のほか、産業振興計画や健康長寿県構想、教育基本計画といった県の基本計画に規定する内容と重複しており、本提案の実現により、事務負担の大幅な軽減につながる。

各府省からの第1次回答

離島振興法（以下「法」という。）は、離島が他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件にあることに鑑み、法の目的（離島の自立的発展の促進、島民の生活の安定及び福祉の向上、地域間の交流促進、離島の無人化や離島における著しい人口減少の防止、離島における定住の促進等）を達成するため、公共事業の補助率の嵩上げ、交付金等の交付など、離島の振興のための特別の措置を規定している。これらの特別の措置は、関係都道府県が作成する離島振興計画に基づく事業に対して講じられるものであり、特別の措置を受けようとするのであれば、離島の振興に必要とされる事業を明確化する上で、離島振興計画は作成される必要がある。離島振興計画を定める場合には、関係都道府県は、国が定める離島振興基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、離島振興対策実施地域（以下「離島地域」という。）について定めるとされている。前述のとおり、離島振興計画は、国が講じる特別の措置の根拠となるものであるから、国が定める離島振興基本方針に適合している必要があるほか、離島地域について定めるものであることから、離島地域ごとに置かれている地理的・自然的特性は異なることを踏まえ離島地域ごとの課題に即して立案されるべきものである。提案内容は、離島振興計画の記載事項が既存の他の計画の記載事項に含まれている場合には他の計画をもって離島振興計画の全部又は一部とすることを求めるものであるが、記載事項が重複していたとしても、その内容が離島振興基本方針に適合しているか、離島地域の課題に即したものであるかは、改めて検討される必要がある。単に計画の記載事項が重複していることをもって、離島振興計画とすることはできない。なお、法が規定する離島振興計画の作成プロセスは、主務大臣が定める基本方針に基づき、作成されること（法第4条第1項）、その作成にあたり、離島地域のある市町村に案の提出を求め（法第4条第5項）、また市町村は案の作成にあたり住民の意見を反映するために必要な措置を講ずること（法第4条第8項）とされており、離島振興計画の作成過程において、他の計画を転載することを含め、どのような調整をとるかは、作成する都道府県に委ねられており、作成・調整過程の合理化は、現行においても可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

離島振興法第4条第1項及び第5項の立法趣旨を十分に踏まえ、それら規定に基づく法定プロセスである「国が定める離島振興基本方針との適合性」や「離島関係市町の意見の反映等」について、既存計画との内容確認等を適切に行うことを前提とした上での提案であり、自治体における条件不利地域の振興を効率的かつ効果的に図り、何よりも地域住民にわかりやすい振興方針（計画）づくりを行う観点から、今回の提案について、ご理解いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」（令和5年3月31日閣議決定）の趣旨を踏まえ、離島振興計画において内容の重複が見られる計画の策定については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。地域の実情に応じた柔軟な対応が可能である場合は、その旨を明確化し、十分な周知を行うこと。

【全国町村会】

提案団体の意向を踏まえ、適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しについては、効率的・効果的な計画行政の進め方を示した「ナビゲーション・ガイド」及び計

画行政の見直しの進め方を示した「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に基づいて、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

第1次ヒアリングにおいて、離島振興基本方針に適合し、離島地域の住民の意見を反映した計画が、既存の計画として存在する場合には、当該計画を離島振興計画と位置付けることに問題はないとの発言があった。その旨を通知等で明確にし、周知すべきではないか。

既存の計画と離島振興計画として追加で記載が必要な事項を別に取りまとめたものをセットにすれば、離島振興計画として取り扱うべきではないか。

各府省からの第2次回答

離島振興法に定める作成プロセス(①主務大臣が定める基本方針に基づき作成されること、②作成にあたり、離島地域のある市町村に案の提出を求めること、③市町村は案の作成にあたり住民の意見を反映するために必要な措置を講ずること)に即して作成される限り、離島振興計画の作成過程において、他の計画を転載することを含め、どのような調整をとるかは、作成する都道府県に委ねられており、作成・調整過程の合理化は、現行においても可能であるが、改めて以下の内容について、令和5年度中に関係自治体に対し通知し、周知する。都道府県が、既存の計画に離島振興計画として必要十分な内容が含まれていると判断し、それが離島振興法の目的を達成するためのものであり、離島振興法に定める作成プロセスに即して策定されるのであれば、

- ・当該既存計画の関係部分を抜粋して離島振興計画として作成することは差し支えない。
- ・既存の計画に離島振興計画に必要な事項を追記する等により、作成することも差し支えない。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【総務省(10)】【文部科学省(9)】【厚生労働省(18)】【農林水産省(6)】【経済産業省(2)】【国土交通省(7)】【環境省(1)】

離島振興法(昭28法72)

離島振興計画(4条)については、都道府県が定める他の計画に離島振興計画として必要な内容を含み、それが離島振興法の目的を達成するためのものであり、かつ、離島振興法に定める手続に即して策定される場合、当該他の計画のうち離島振興計画に該当する箇所を明らかにした上で離島振興計画として提出することが可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、地方公共団体に令和5年度中に通知する。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

147

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

砂利採取業務主任者試験に係る公告方法の例示化

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

都道府県知事が行う砂利採取業務主任者試験の試験施行場所等の公告については、砂利採取業者の登録等に関する規則第8条の規定により、都道府県の公報で公告しなければならないこととされている。この公告の方法を例示化し、又は条例等に係る適用除外を可能とし、都道府県の判断で適切な方法により公告をすることが可能となるよう、砂利採取業者の登録等に関する規則の改正により措置することを求める。また、公告の方法を例示化する場合は、近年のインターネットの普及を踏まえ、インターネットの利用を例示として挙げることを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

都道府県の公報はかつては唯一ともいえる有力な公表媒体であったが、近年のインターネットの普及に見られる社会環境の変化に伴い、住民等に対する周知効果の点で、公報より都道府県のホームページに優位性が認められる。

また、公報掲載に当たっては、編集、印刷、配付などの事務及びこれらの事務処理に必要な人件費、印刷費、配送費などの費用が生じており、事務負担や費用負担の点でも、公報より都道府県のホームページに優位性が認められる。

なお、紙の印刷物ではなく、電磁的方法により公報を発行する場合においても、公報発行には相応の時間、事務作業及び費用を要し、レイアウト上の制約も受けることから、公報より都道府県のホームページに優位性が認められる。

当県では、これらの状況を踏まえ、県のホームページ上に当該試験実施案内のページを設けて周知を行っているが、砂利採取業者の登録等に関する規則(以下「省令」という。)第8条の規定により公報掲載も行っており、事務の二重負担が生じている。

【制度改正の必要性】

公報は、文書をもって一定の事実を広く一般の人に知らせるという公告の目的を踏まえたとき、現在の社会環境下において、目的を達成するための手段として最適とは言い難い。

また、自治事務である砂利採取法の規定に基づく都道府県の事務に関し、公告の方法を公報と義務付けている省令第8条の規定は、都道府県の判断で適切な方法により公告をすることを妨げている。

【支障の解決策】

公告の方法を例示化し、又は条例等に係る適用除外を可能とし、都道府県の判断で適切な方法により公告をすることが可能となるよう、省令の改正を行うことで、支障が解決される。

公告の方法を例示化する場合は、近年のインターネットの普及を踏まえ、他法令を参考とし、インターネットの利用を例示として挙げるのが適当と考える。

条例等に係る適用除外を可能とする場合は、省令第17条において列挙する規定に省令第8条を追加することが適当と考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【住民の利便性の向上】

都道府県知事が行う砂利採取業務主任者試験について、住民等に対し、当該試験の受験に必要な情報を、より速やかに、見やすく、効果的に周知することができる。

【行政の効率化】

公報掲載に伴う事務負担や費用負担が減り、都道府県のホームページによる周知と公報による公告の両方を行っている場合には、事務の二重負担が解消される。

根拠法令等

砂利採取業者の登録等に関する規則第8条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、茨城県、岡山県

○当県においても、提案県同様、法令上必須の公報手段としての県報掲載と同時に、任意の公報手段として課ホームページを使用した周知を行っているところ。提案のとおり、自治体の実態に応じて公報手段を取捨選択できるよう、規則の改正による措置を求めたい。

各府省からの第1次回答

インターネット環境が整備されつつある現状下、県下の砂利採取事業者が公報による公告を必要としない状況であると判断可能な都道府県もあると考えられる一方、インターネット環境が十分に整っていないなどの事情から、都道府県の公報による公告が実施されなくなった場合、砂利採取業務主任者試験の試験施行場所等を確認することが困難になり、不利益を被る事業者が一定数存在する都道府県がある可能性もあり、制度見直しにあたっては、公報による公告の利用状況や、仮にそれを実施しなくなった場合に生じる影響を確認する必要がある。このため、都道府県や砂利採取事業者など関係者の意見や状況を確認しながら、砂利採取業者の登録等に関する規則第8条の改正について検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案において求める措置の内容は、「都道府県の公報による公告を義務付けている省令の規定について、都道府県の判断で適切な方法により公告をすることが可能となるよう、省令の改正により公告方法を例示化するなどして措置すること」である。

このため、求める措置が実現した場合においては、一律にインターネットの利用による公表に切り替わるわけではなく、各都道府県が各地域におけるインターネット環境の整備状況などを踏まえ、最適な公告方法を選択することになるので、インターネット環境が十分に整っていないなどの事情があるときは、従前どおり公報による公告を継続するなどの選択をすることもできる。

よって、国において公報による公告の利用状況やそれを実施しなくなった場合に生じる影響の確認を実施する必要性は乏しく、公告を実施する都道府県が地域の実情に応じて公告方法を選択すれば足りるものと考えられる。

なお、採石業務管理者試験については、採石法施行規則第8条の7の規定により公報による公告が義務付けられている一方で、同条の規定は条例等に別段の定めがあるときは適用しないこととされており、都道府県が公告方法を選択することが許容されている。

また、都道府県の公報は、紙媒体で閲覧できる場所が少なく、情報へのアクセスのしやすさや検索性はインターネットに劣ることから、公報による公告を義務付けている省令の規定は、現在の社会環境に合致しているとは言い難い。

以上のことから、全国的にインターネットが普及している状況を踏まえ、各都道府県が公告方法を地域の実情に応じて主体的に決定するとともに、二重事務を解消することができるよう、積極的な検討を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

提案団体からのご意見を踏まえ、都道府県の判断で適切な方法により公告をすることが可能となるよう、省令の改正について検討してまいりたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【経済産業省】

(3)砂利採取法(昭43法74)

砂利採取業務主任者試験の施行場所等の公告(砂利採取業者の登録等に関する規則(昭43通商産業省令80)8条)については、試験を実施する都道府県の判断により、公報以外の適切な方法により行うことも可能とする方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

170

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

04_雇用・労働

提案事項(事項名)

特定地域づくり事業協同組合制度における組合員以外への派遣が可能な利用量割合の拡大

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

総務省、経済産業省

求める措置の具体的内容

特定地域づくり事業協同組合制度において、同制度を活用する組合が安定した通年雇用を実現できるよう、中小企業等協同組合法により100分の20以内に制限されている組合員以外の者による事業の利用可能な割合を拡大すること。

具体的な支障事例

特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、特定地域づくり事業を行う場合において、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、無期雇用職員に限り、労働者派遣事業を許可ではなく届出で実施することを可能にする制度であり、当制度では派遣職員の通年雇用が想定されている。総務省が定めたガイドラインに記された認定基準においても「派遣先を確保できる見込みがあるか」を確認することとなり、組合運営費の一部に充当される特定地域づくり事業推進交付金においても派遣職員の稼働率が8割未満の場合は、交付対象経費の上限額を稼働率に応じて漸減することとされている。

派遣職員の派遣先は組合の属する市町村の区域内の事業所に限定されており、実際に制度の活用を模索していた市町村は、どうしても冬季の派遣先が確保できなかったため活用に至らず、主に農業に対し派遣を行っている組合は、設立当初から農閑期である冬季の派遣先を確保するのが難しいなど、人口急減地域にある農山村では、産業構造が偏っており、農閑期である冬季に派遣可能な仕事がなく、派遣職員の稼働率を維持するために市町村の業務等にも従事させる必要があるのが現状である。

ただ、市町村は事業協同組合の組合員になることができず、組合員以外による組合事業の利用は年間の組合員の総利用分量の20%以下に制限されているために、今以上に拡充することができない。また、隣接する市町村においても状況は同じで隣接する市町村を含めた組合を設立しても、農閑期の仕事が補完できない。さらに、こうした地域にも建設業などの事業所はあるが労働者派遣法により労働者の派遣が禁止されている。

このような農山村地域の実態に即し、当制度を利用する事業協同組合の職員派遣先に関する要件の見直しを求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

農閑期に派遣可能な仕事が増えることにより、特定地域づくり事業協同組合が通年の雇用を確保することができ、移住者を派遣職員として採用することにより、地域社会を維持・活性化するための担い手確保、移住・定住の促進につながる。

根拠法令等

中小企業等協同組合法第9条の2第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、兵庫県、島根県、山口県

○当県では2市町で組合が設立済であるが、組合によって閑散期、繁忙期の時期が異なることと繁忙期は現状の職員をフルに派遣しても人手が不足する状況である。そのため、区域外となる別組合への派遣が可能となれば、年間を通じた仕事の確保や人材不足の解消となり、双方の課題が解決できる。

各府省からの第1次回答

特定地域づくり事業協同組合とは、中小企業等協同組合法第3条第1号に規定される事業協同組合のうち、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第3条第1項による都道府県知事の認定を受けた事業協同組合である。

中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の員外利用規制は、事業協同組合はその組合員のための直接の奉仕を目的として共同事業を行う事業体であり、その利用者は本来組合員に限られるべきという事業協同組合制度の原則の例外として定められている。当該趣旨に鑑みれば、特定地域づくり事業協同組合に対する要望をもって事業協同組合の員外利用規制を見直すことは、利用者が組合員に限られていることを前提として事業協同組合制度に認められている各種特例等を含め、組合制度のあり方に影響を及ぼすものであり、特定地域づくり事業を行っていない他の約3万の事業協同組合にも影響が生じる問題であり対応は困難と考える。

また、組合員になることができない事業者は、原則として中小規模ではない事業者であり、地域内の多くの事業者は組合員になることができることから、特定地域づくり事業協同組合制度の趣旨を踏まえると、地域内の事業者を発掘し、組合員とすることで、安定した通年雇用を実現すべきと考えられるため、ご提案の員外派遣の緩和については、慎重な判断が必要と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

事業協同組合が行う事業の利用者は本来組合員に限られるべきという事業協同組合制度の原則は理解する。その一方で、小規模農山村においては、産業構造が主要産業たる農業に偏り、地域内では事業者の繁忙期・閑散期が重複しているため、閑散期である冬期は組合員含め地域の事業者には仕事がなく、役場など員外への派遣に頼らざるを得ない。この場合も、組合の総利用分量の100分の20以内という制限があるため、約3か月間の冬期を通じた派遣先とすることができない。

こうした点を踏まえ、冬期など本来利用すべき組合員が地域内に一定期間存在しない場合において、例えば、閑散期に限り派遣可能な割合を拡大するなど一定の制限を設けた上で、特定地域づくり事業協同組合制度下において員外派遣に係る規制を緩和することを検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

中小企業等協同組合制度全体の見直しではなく、特定地域づくり事業協同組合制度が適用される場合に限って、組合の職員が、やむを得ない場合には、市町村の業務や繁忙期が異なる組合間相互の派遣など組合員外の業務により多く従事することができる仕組みが考えられないか、幅広く御検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

提案団体の見解として、小規模農山村などでは産業構造に偏りがあり、閑散期には地域の事業者には仕事がな

く、役場などの員外への派遣に頼らざるを得ないとのことであるが、令和4年度の実績では、員外派遣を行った組合は、全 72 組合中 15 組合にとどまっている。15 組合における組合員への派遣労働時間(118,220 時間)に占める員外派遣の利用時間(4,731 時間)の割合は 4.0%程度であり、また、員外派遣を最も利用した組合における員外派遣の利用時間割合は 15.1%(員外派遣の利用時間が 10%を超える組合は4組合)となっている。組合員になることができない事業者は、原則として中小規模ではない事業者であり、地域内の多くの事業者は組合員になることができることや、上記の実績を踏まえると、地域内の事業者を発掘し、組合員とすることで、安定した通年雇用を実現すべきと考えられるため、員外利用の規制を緩和することについては、なお慎重な検討が必要と考えられる。

このため、特定地域づくり事業協同組合制度において、ご提案の組合員以外への派遣が可能な利用量割合の拡大の是非を検討するにあたっては、どの程度の実需があるか確認する必要があると考えられることから、地方団体へのアンケート調査を実施し、員外派遣を必要とする地方団体のニーズや具体的な支障事例を把握したうえで、関係省庁で連携しつつ必要な検討を進めることとしたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【総務省(20)】【経済産業省(8)】

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令元法 64)

特定地域づくり事業協同組合(2条3項。以下この事項において「組合」という。)については、以下の措置を講ずる。

・組合の職員を組合員以外の者へ派遣する際の員外利用規制の組合制度への適用の在り方については、関係する都道府県、市町村、組合の需要調査等を踏まえ、附則2条に基づき、施行後5年を目途として、必要があると認めるときに行われる検討の際に併せて検討し、令和6年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

187

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

一部事務組合が発電した再生可能エネルギーを構成する地方公共団体へ自己託送可能とすること

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

地方公共団体が自己託送を活用する場合における電気事業法第2条第1項第5号口の「経済産業省令で定める密接な関係を有する者」の範囲に、地方自治法第284条に規定する一部事務組合を含めるものとする。

具体的な支障事例

当市及び近隣2市内で発生した一般廃棄物は、当該3市で設置した一部事務組合の清掃工場で共同処理を行っている。現在、当該工場では焼却時の余熱利用で発電を行い、売電を行っているが、共同処理によって創出された電力のため、各構成団体の公共施設での活用を考えている。しかし、「電気事業法第2条第1項第5号口の経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物」に該当しないとの解釈を理由に、自己託送が認められていない。

その理由としては、「生産工程」「資本関係」「人的関係」のいずれかの関係が必要とされており、一部事務組合は該当しないとされている。しかし、一部事務組合は市区町村議会の議決並びに都道府県知事の許可の基に設置している密接な関係であるとともに、正・副管理者も構成団体の首長を配置するなど人的関係についても条件を充足している。

さらに各構成団体から排出された一般廃棄物を一部事務組合の清掃工場で共同処理を行うため、生産工程という条件面においても同質的である。そのため、一部事務組合と各構成団体は「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」における密接な関係に該当すると考える。

また、環循適発第1903293号平成31年3月29日付環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理の集約化について(通知)」では、施設広域化・集約化が地方公共団体に求められ、その手法に一部事務組合による共同処理がある。今後、清掃施設での電力の自己託送が利用できない場合、広域化・集約化への足かせとなることが懸念される。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

一部事務組合と構成団体間で自己託送が活用できれば、カーボンニュートラルの施策が推進され、電力の地産地消が効果的に行われることで、環境省が進める「廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏」の構築及び一般廃棄物処理施設の集約化・広域化にも寄与することになる。

当該清掃工場の売電価格と一部の構成団体の買取価格を比較すると買取価格が高額となっていることや、バイオマス発電にも関わらず再生可能エネルギー発電促進賦課金が課せられることにも矛盾が生じている。また、電気料金高騰化においては、価格面で地産地消が成立しないことも考えられる。

これらのことから自己託送となれば、そうした課題が解消されるとともに余分な支出が抑えられる。

根拠法令等

電気事業法第2条第1項第5号ロ、電気事業法施行規則第2条、第3条第1項、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(平成12・05・29資第16号)、自己託送に係る指針(令和5年4月1日経済産業省)、地方自治法第284条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、川崎市、豊橋市、吉野川市、熊本市

○当市においても、ゼロカーボンを実現するうえでエネルギーの地産地消は必要であり、その1つの施策として自己託送事業は効果的な手法と考える。現在、当市のごみ処理施設で発電した余剰電力は公共施設の一部で活用する自己託送を行っているが、今後、広域的なごみ処理の整備を進めていく中で、当該問題の解決は必要であると考えます。

○現在、地方自治体においては、国の「地球温暖化対策計画」と連携し、再生可能エネルギーの普及やCO2排出量の削減に積極的に取り組んでいる。現在、地方自治体におけるCO2排出量は、清掃業務が大きな割合を占めているため、一部事務組合の清掃工場でのみ廃棄物処理を行う自治体にとって自己託送が認められない状況は、カーボンニュートラル実現への大きな障壁となっている。

各府省からの第1次回答

一部事務組合が発電した電気を、これを組織する地方公共団体へ自己託送する場合については、経済産業省HPに公表されている「自己託送に係る指針」の「2. 自己託送を利用することができる者の範囲について」に記載されている「電気事業法施行規則第2条及び第3条第1項における「密接な関係」の詳細」の(1)～(6)のいずれかを満たしていれば可能であり、一部事務組合による自己託送の利用が一律に排除されているものではない。

その上で、自己託送の適用可否については、具体的な事実関係によって判断されるため、詳細は個別にお問い合わせいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答によれば、「一部事務組合による自己託送の利用が一律に排除されているものではない」とのことだが、支障事例に記載したように、令和5年1月に経済産業省に対し、多摩ニュータウン環境組合から構成市である多摩市、町田市、八王子市への自己託送方式について照会したところ、一部事務組合については、要件を充足していないため、該当しないとの回答となっている。これは、「電気事業法施行規則第2条及び第3条第1項における「密接な関係」の詳細」の(1)～(6)の内容が企業向けの記載となっており、親会社、子会社などの概念のない地方自治体の関係性に当てはめるのが困難なためだと考える。

企業に焦点が当てられた要件の中で、地方自治体についての基準等の例示がないと支障は解決しないため、「電気事業法施行規則第2条及び第3条第1項における「密接な関係」の詳細」の(1)～(6)について、地方自治法に規定する一部事務組合における具体的な要件、または判断基準などを示していただくか、あるいは一部事務組合を含む地方自治体に向けた通知をいただくなど、提案実現に向けて再検討いただきたい。

また、「自己託送の適用可否については、具体的な事実関係によって判断されるため、詳細は個別にお問い合わせいただきたい」とのご回答であるが、前述のとおり一部事務組合である多摩ニュータウン環境組合から構成市である多摩市、町田市、八王子市への自己託送方式について、利用できない旨の回答を得ているので、本事例が先の(1)～(6)のいずれにも該当しない理由をご教示願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

本事案における密接な関係性の判断においては、一部事務組合と多摩市、八王子市、町田市それぞれの関係性を検討する必要がある。関連する要件について申し上げますと、(1)については、本業である生産物の生産工程で切り離せない関係にある場合を想定していたものであり、御指摘の考え方は、発電の工程をこの「生産工程」ととらえたものであり、本要件の趣旨とは異なる。(2)については、一部事務組合の議会の議員の過半数が特定の構成団体の議会の議員等で占められている必要がある。しかしながら、多摩市、八王子市、町田市のいずれからも一部事務組合の議会の議員・役員の過半数が派遣されるものではないと承知している。(3)については、一部事務組合における「役員」と考えられる一部事務組合の執行機関及び執行機関の業務を監査する機関の合計人数の過半数を多摩市、八王子市、町田市からそれぞれ派遣されていることは想定しがたい。(5)は実体的に一体不可分な業態等について対象としたものであり、複数の自治体・企業が協業するようなケースを想定したのではない。

自己託送は、自家用発電設備を維持し、及び運用する者が、当該自家用発電設備を用いて発電した電気を一般送配電事業者が維持し、及び運用する送配電ネットワークを介して、当該自家用発電設備を設置する者の別の場所にある工場等に送電する際に、当該一般送配電事業者が提供する送電サービスであり、発電設備を所有する者とその電気の供給先が同一である場合を対象とした制度である。御指摘の基準はこの趣旨を踏まえ、事業者一般に対する基準として設定しているものであり、地方自治体であることをもって特段の配慮が必要とは考えていない。

なお、今回の御提案は、再エネ電気の地産地消等の実現を目的としたものと承知しているが、一般に一部事務組合が所有する発電設備によって発電された電気を自治体の施設等に供給する仕組みを構築することは可能であり、自己託送によらずとも再エネ電気の地産地消等を図ることは可能である。また、自己託送により再生可能エネルギー発電促進賦課金の負担軽減を期待されているが、同賦課金は再エネ特措法に基づき、電気の需要家に広く公平に御負担いただくもの。仮に、一部事務組合と自治体間の自己託送が認められた場合、当該自治体において同賦課金の負担の減少を通じて電気料金の負担が低減するが、これにより、当該自治体以外の電気の需要家との関係において不公平な状態が生じることとなる。この点については、審議会においても「需要家が電気の供給を受けるという点には差異がないにも関わらず、ある需要家は賦課金を負担し、別の需要家は賦課金を逃れる、というような不公平な状態を生じさせるようなことは避ける」旨の方針が議論されている。(第30回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 資料8)

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

—